

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第二十五号

行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取縣規則第二十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年五月十二日

鳥取縣知事 西尾 愛治

行政書士法施行細則中改正規則

第三條第二項中「二百円」を「三百円」に改める。

第九條第二項中「百五十円」を「五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十六年五月十二日  
外 土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行（休日ニ當ル）  
火金 曜日発行（時々翌日）

昭和二十六年五月十二日  
号 外

（昭和四年四月十五日）  
第三種郵便物認可

00807

# 鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二百二十七号

昭和二十六年五月十九日定例縣会を鳥取市に招集する。

昭和二十六年五月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十六年五月十二日  
外 土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)  
火金 曜日発行 (時ハ翌日)

昭和二十六年五月十二日  
外日

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可 一